

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名  
 (有)流管工業 那覇市金城2丁目3番地の5  
 47-009444 代表者 與儀 清徳  
 (土木C、管A)
- 2 指名停止措置期間  
 平成27年7月30日～平成27年8月29日(1か月)
- 3 指名停止措置の範囲  
 沖縄県が発注する全ての工事(下請を含む)
- 4 事実概要  
 (有)流管工業は、南部土木事務所発注の「真地久茂地線街路改良工事(H27-1)」において、平成27年7月7日付けで落札したにもかかわらず、入札額の誤りにより予定していた額での下請け等の確保が困難であることを理由に契約締結を辞退した。
- 5 指名停止措置理由  
 落札決定後の契約締結辞退については、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」第7条第1項に基づく別表第2第13号「不正又は不誠実な行為等」に該当する。

## 別表第2

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為等) 13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から <u>1か月以上9か月以内</u>